

新旧対照表

○建築計画概要書等閲覧規則

新	旧
<p>(建築計画概要書等閲覧交付システムによる閲覧)</p>	
<p>第5条 建築計画概要書等閲覧交付システム（概要書等の閲覧及び概要書等の写し又は台帳記載事項証明書（神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の18の2に規定する台帳記載事項証明書をいう。）の交付を行うための情報システムで、県土整備局建築住宅部建築指導課が所管するものをいう。以下この条において「システム」という。）に接続された端末機器を操作する方法により概要書等を閲覧に供する場合には、前3条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の端末機器は、土木事務所内その他必要な場所に置く。</p> <p>3 第1項の方法により概要書等を閲覧しようとする者は、建築物等を特定する情報その他必要な事項をシステムに入力しなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、システムによる閲覧の手続等に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(閲覧上の注意)</p>	<p>(閲覧上の注意)</p>
<p>第6条 第4条の規定により閲覧の承認を受けた者及び前条第1項の方法により閲覧しようとする者は、係員の指示に従い、概要書等を閲覧しなければならない。</p>	<p>第5条 前条の規定により閲覧の承認を受けた者は、係員の指示に従い、概要書等を閲覧しなければならない。</p>
<p>(閲覧の停止及び禁止)</p>	<p>(閲覧の停止及び禁止)</p>
<p>第7条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 概要書等若しくは第5条第1項の端末機器を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第6条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 概要書等を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>